

もくじ

京都府議会 2025 年 9 月定例会

田中 ふじこ議員の一般質問	···	1
さ こ 祐仁議員の一般質問	···	7
他会派の一般質問項目	···	12

●京都府議会2025年9月定例会で、日本共産党の田中ふじこ議員、さこ祐仁議員が行なった一般質問の大要を紹介します。

田中 ふじこ議員（日本共産党・中京区）

9月19日

障害者の生活を支える事業所への支援へ基本報酬の引き上げを求めよ

【田中議員】日本共産党の田中富士子です。知事並びに理事者の皆さんよろしくお願ひいたします。まず初めに、障害福祉についてです。

2014 年に我が国が障害者権利条約に批准し、どんな障害があっても住み慣れた地域で過ごすことができるよう制度充実の機運が高まり、障害福祉の充実が求められているところです。2024 年度報酬改定が事業所や利用者さんにとってどんな影響が出ているのかを知るために、私は中京区内の事業所にお話を伺いに行きました。ある事業所は医療的ケアの必要な方や重度障害のある方の生活介護や児童のデイサービス、ショートステイなどを行い、医療的ケア児専門員やコーディネーターを配置し相談支援センターの役割も果たしておられます。重度障害者の受け入れ施設は少ない中、障害者の立場に立った支援をされていました。しかし、重度障害者の方は急な欠席や短時間利用があるため、補助金は入るが、「時間刻み報酬」の導入により減収となつたと言われます。また看護師を複数配置しないと加算がとれず、昨年と同じことをしていても赤字額が増え、継続の苦しさを訴えられました。

また長年就労継続支援B型事業所とグループホームなどをされている小中規模事業所では、グループホームの入居者さんの加齢により介護度が上り、人員体制を厚くしているが入居者 6 人に対して世話人 1 人の報酬となり減収。B 型事業所でも時間刻み報酬導入で減収とのことで、光熱費や食費の高騰も堪えるとのことです。2024 年度障害福祉報酬改定は、基本報酬を引き下げ、加算での補填となり、更に時間刻み報酬の導入により、生活介護事業所の 7 割、グループホームの 9 割が減収となるとともに、小規模事業所の 5 割で減収となっています。

障害福祉の職員の賃金は、他の産業平均より、月に 7 万円～9 万円低いと言われ、2024 年度報酬改定は更に障害福祉の経営難や職員の待遇を悪化させ、障害者支援に大きな影響を与えていきます。

そこで伺います。2024 年度報酬の改定が事業所の経営難と職員不足をさらに深刻にする中、障害福祉の基本報酬引き上げで事業所運営を安定させ、従事者の正規化と非正規労働者を含め大幅な賃金引上げが必要だと思いますがいかがですか。

また、新型コロナウイルス感染は規模が縮小しているものの、夏と冬に流行傾向が見られ、今夏の新規感染者数は 1 年ぶりの高水準となっています。必要時には検査キットを事業所負担で購入し、検査と判定をされています。そこで伺います。事業所への新型コロナウイルス検査キットの配備を無償で行うことが必要だと考えますがいかがですか。

障害者の所得の底上げなど国・府の支援を

【田中議員】次に障害者の所得ですが、2023 年度調査では、障害基礎年金 1 級で月 82,812 円、2 級で 66,250 円と、生活保護費を下回る水準にあります。障害者のうち生活保護を受給している人は約 1 割を占め、障害のない人の 7 倍という多さです。また、5 人以上の民間事業所で働く人の平均賃金は、身体障

害者は 23 万 5 千円、知的障害者 13 万 7 千円、精神障害者 14 万 9 千円、発達障害者 13 万円となっています。福祉的就労の賃金・工賃は、就労継続支援 A 型で 86,752 円、就労継続支援 B 型事業所で 23,053 円となっており、障害者のうち 97% が年収 200 万円以下で、78% が相対的貧困の年収 127 万円以下となっています。物価高騰や光熱費の高騰が続く中で、障害者の暮らしは大変厳しいものです。

そこで伺います。40 年間据え置かれている低い障害基礎年金の引き上げや生活保護費の大幅に引き上げなくして生活保障の土台は築けないと考えますが、いかがですか。

次に、障害者の暮らしの場についてですが、特に障害の重い人たちは 24 時間 365 日支援が必要です。第 7 期障害福祉計画では、令和 4 年度末時点より施設入所者数を 6 % が地域生活に移行するとともに、令和 8 年度末時点で、令和 4 年度末の施設入所者数を 5 % 以上削減することを基本としています。しかし、障害者入所施設で地域移行を進めるにあたっての調査では、利用者の地域移行に取り組んでいない施設が 35.8 % となっています。取り組んでいない施設のその理由は、入所者が地域移行した際に見守りや必要なサービス提供を行う関係機関とのネットワークが不十分であるためとしたのが 4 割以上、入所者にとって施設の支援が一番適切であるためとしたのが 3 割以上です。また、私は重度の自閉症のお子さんを持つ方にお話を聞きましたが、親亡き後を考え施設入所を早くから考えていたけれど、施設探しに大変苦労されたとのこと、また、お知り合いの方はお子さんを九州の施設に入所させられたとのことで、入所施設が不足しているとお聞きします。

そこで伺います。本府として待機者を把握することで、障害者の入所施設やグループホームが十分か判断できると考えますがいかがですか。

次に障害のある方が 65 歳になった時の支援の在り方ですが、2010 年の基本合意では「介護保険優先原則の廃止」の検討が約束されていたのに果たされていません。65 歳になったのを機に介護保険の利用を強いられ、障害福祉サービスの支給を打ち切られたのは違法だとする裁判で、2 審判決で勝訴が出ています。介護保険に移行した際に、1 割負担が課せられ、介護保険には無い障害者サービスが受けられないことも問題です。

そこで伺います。65 歳以上になった障害者には、一律に介護保険を優先とするのではなく、障害福祉制度に従い、介護保険利用者においても、本人の所得による利用料の軽減措置をおこなうことが必要と考えますがいかがですか。

次に福祉就労についてですが、2024 年度の報酬改定では、就労継続支援 A 型事業所の利用者給与が達成されないと施設運営が健全でないと評価され、スコアがマイナス 10 点、20 点、経営改善計画がマイナス 50 点の判定となり経営悪化を招きました。共同通信社の調査によると、2024 年 3 月から 7 月の間に、全国 329 カ所の A 型事業所が閉鎖となり、働いていた障害者の方が少なくとも 5,000 人以上は解雇・退職を余儀なくされています。この 329 カ所のうち 4 割以上の事業所は B 型事業所に移行しているとのことです。府内でも 2024 年度中に 12 カ所の A 型事業所が廃止となり、ある A 型事業所で働いていた方 13 名のうち 12 名は変更した B 型事業所に就労、1 名の方は他の A 型事業所に移られたとお聞きしています。私は最近、ある発達障害がある方の相談を受けていますが、A 型事業所で働いていたが辞めさせられ、次の A 型事業所への就労ができず困っておられます。B 型事業所からお誘いがありますが、工賃が 300 円とのことで断られたそうです。

そこで伺います。2024 年度の報酬改定では、A 型事業所の報酬にマイナススコア判定が持ち込まれ、生産活動の低い障害者を排除するような事態がおこっていることから、マイナススコア判定を撤回させる必要があると考えますがいかがですか。また、B 型事業所は工賃に応じた報酬のために報酬が低く抑えられています。B 型事業所の工賃引き上げを支援するべきと考えますがいかがですか。ここまでのご答弁をお願いします。

【西脇知事：答弁】 田中ふじこ議員のご質問にお答えいたします。障害のある方々の暮らしの実態と支援についてでございます。

障害のある方が地域で安心して暮らしていただくためには、各地域において障害福祉サービスが安定的に提供されることが必要だと考えております。障害福祉サービスの令和 6 年度の報酬改定におきましては、障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応が喫緊かつ重要な課題であるとの認識のもと、非正規を含む職員の待遇改善のための措置の拡充などによりまして、報酬水準が全体で

1. 12%引き上げられたところでございます。障害福祉サービス事業所の経営は国が定める公定価格により行われていることから、国の責任において適切な報酬が設定されるべきと考えており、国に対しまして、今回の報酬改定の影響を検証、評価し、安定的に経営を行える報酬水準を確保するよう要望しているところでございます。

京都府といたしましては、事業所の経営改善と職員の雇用の安定や給与水準の引き上げのため、京都府介護・福祉職場業務改善支援センターを核とした事業所の業務改善支援、きょうと福祉人材育成認証制度による人材育成や働きやすい職場づくりの推進、医療機関・福祉施設職員待遇改善等推進事業による福祉人材の待遇改善などに取り組んでいるところでございます。

今後とも、障害福祉サービスの提供体制が確保され、障害のある方が希望に応じて地域で安心して暮らしていただけるよう取組みを進めてまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【井原健康福祉部長：答弁】 新型コロナウイルス検査キットについてでございます。

検査キットにつきましては、5類感染症への移行後は他の感染症と同様、行政からの一律配布ではなく、各施設におきまして検査や医療機関の受診などの必要性を判断し、適切に配備いただいているものと考えております。

京都府といたしましては、重症化リスクの高い方が生活する施設での感染防止対策は重要であることから、5類感染症への移行後も、施設職員を対象としたオンライン相談会を継続して実施してまいりました。また、施設におきまして感染症が発生した場合に適切に対応できるよう、医療機関との連携体制構築のための働きかけや、連携が可能な医療機関の情報提供なども行ってきたところです。京都府といたしましては、引き続き障害者施設が感染防止対策を適切に実施できるよう、支援してまいりたいと考えております。

次に、障害基礎年金及び生活保護費についてでございます。

障害基礎年金を含む障害年金制度は、病気や事故により仕事などが行えなくなった場合の生活を支えるものとして、また、生活保護費制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとして、それぞれ重要なものと認識しております。これらの給付水準、基準額は、国民生活全体にかかわるものとして国において定められているものであり、障害基礎年金につきましては所得補償の観点から老齢年金と同水準となることを基本に、また、生活保護費につきましては一般国民生活における消費水準との比較により、それぞれ決定されているものと承知しております。年金制度や生活保護制度は国民生活の基本的なセーフティーネットであることから、社会保障制度全体で障害のある方の安定した生活が支援されるよう、国に対して引き続き要望してまいります。

次に、障害者の入所施設及びグループホームについてでございます。

障害のある方がご本人の希望に沿って生活を送られるためには、市町村におきまして障害のある方のニーズを把握し、必要な障害福祉サービスを提供することが重要と考えております。それぞれの地域におけるニーズにつきましては、国が定める基本指針に基づき、市町村が障害のある方の状況やサービス利用に関する意向などを基に把握することとされており、入所待ちをされている方や将来的に入所を希望されている方などのいわゆる待機者の状況につきましては、地域の実情に応じて把握するニーズに勘案されているものと承知しております。

京都府におきましては、市町村が地域のニーズを踏まえて設定した必要なサービス見込み量を広域的な見地から取りまとめ、市町村と連携してサービス提供体制を整備しているところであり、今後とも、地域のニーズに応じたサービス提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、障害のある方が65歳以上となられた際の福祉サービスの利用についてでございます。

障害者総合支援法におきましては、障害のある方が65歳以上になられた場合、原則として介護保険からの給付を優先することとされておりますが、介護保険サービスのみでは適切な支援が受けられない場合などには障害福祉サービスを利用できることとされており、京都府におきましては、市町村に対しましてこうした取扱いの周知を図ってきているところです。

また、介護保険制度におきましては、収入の状況に応じて利用者負担の軽減が図られているところでございます。引き続き、障害のある方が必要なサービスを受けられるよう、適切な制度運用に努めてまいります。

次に、就労継続支援事業についてでございます。

令和6年度の障害福祉サービス報酬改定におきましては、就労継続支援A型について、障害のある方へ

の安定的な就労機会の提供とその質の確保、向上を図るために見直しが行われたものと承知しております。この報酬改定の影響につきましては、現在、国において次期報酬改定に向けた検証がなされているところであり、検証結果も踏まえて必要な対応がとられるものと考えております。

また、就労継続支援B型の工賃を向上させていくためには、障害のある方の特性や能力に応じた多様な仕事を確保することが重要であることから、京都府におきましては、京都ほっとはあとセンターにおきまして、仕事の受発注の調整や製品開発、販路拡大などの支援を行っております。今後とも、障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、就労支援に取り組んでまいります。

【田中議員・再質問】 御答弁いただきました。今回の報酬改定では、1.12%の上昇ということではありますが、やはり加算が取れない小さな事業所、あるいは加算がとれるような人員体制を置けない、そういうところで規模によっての格差が生まれているというふうに考えます。生活介護の児童の通所事業における一時間刻みの報酬設定は制度の後退であります。

事業者の安定的運営のためには、「日払い」を見直して、人件費の固定費を月払いにすることが求められています。それを時間刻みの報酬にするのではなく採算がとれないというふうに考えます。あわせて、基本報酬の減額と加算による補填ではやはりこの格差が生まれますので、基本報酬をしっかりと大幅に引き上げていただくことが必要ではないかと、そういうふうにお聞きしているところでございます。

また、就労継続A型事業所のマイナス報酬の導入は、生産性を上げるというもとで、生産性が上がらないようなことになる方、障害のある方を選別して排除している、そういうところで解雇が起こっているというふうに思います。そして、働かなければ収入が得られない、こういう方々をどうして支援するというふうになるのか、私は本当に心配になります。このマイナス報酬は直ちに撤回していただきますように、再度国にしっかりと言っていただきたいと思います。

再度お答えください。

【井原健康福祉部長：再答弁】 田中ふじこ議員の再質問にお答えいたします。令和6年度障害福祉サービスの報酬改定についてでございます。

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、就労継続支援A型の報酬算定におきましては、障害のある方への安定的な就労機会の提供、また質の確保、向上のために行われたものというふうに承知をしております。また、生活介護につきましては、基本報酬算定の方法につきまして、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするというような目的で実施されたところでございます。

その他の項目につきましても、報酬改定の際にはさまざまな施策の目的によって報酬の変更が行われておりますけれども、その影響につきましては、現在、国の方で実態調査を行っておりますので、その結果を踏まえまして、適切な報酬と今後なるようにしっかりと議論していただきたいというふうに思っております。

これまでから京都府としては国に対して要望しているところであります、引き続き国との議論の動向をしっかりと注視していきたいというふうに考えております。

【田中議員：指摘・要望】 障害者権利条約では、障害のある方が地域の中で他の人と同様に暮らすことや選択の自由を保障することを定めており、行政はこのことを保障する責任があります。しかし日本の障害施策予算は、GDPのわずか1%弱です。これをOECD各国並みの2%に引き上げずには障害者の地域での暮らしを保障することができません。本府として、障害者の暮らしを支える社会的資源を整え、国へ福祉予算の引き上げを求めていただくことをお願いいたします。

京都府が介護事業所支援を積極的に実施せよ

【田中議員】 次に介護保険の問題について伺います。

東京商工リサーチによると2024年度の介護事業者倒産は172件と過去最多を記録し、特に訪問介護が基本報酬のマイナス改定が影響し、過去最多の81件だったのをはじめ、通所・短期入所が56件、有料老人ホームが18件と、いずれも増加しています。2025年度上半期も訪問介護事業所の倒産は過去最多の45件にのぼっています。私は6月に中京区内の訪問介護事業所を訪問しましたが、多くが小規模事業所であり、ヘルパー募集の広告が出ている事業所が何件もあり、忙しく訪問に出かけられる職員の姿が見受けられました。事業所へのアンケートへの回答では、「処遇改善加算を使っても職員給料を十分引き上げられ

ず慢性的な人手不足だ。」「処遇改善加算だけでは事業所の収入にはならず経営が悪化しており、基本報酬の引き上げが必要だ」と書いてありました。今ホームヘルパーの募集には、時給1200円～1400円が提示されており、ヘルパーさんを雇うには時給をあげなければならず、人件費を上げれば事業所が経営難となり、事業所の苦境が伺えます。

日本共産党は、介護職員の処遇改善、介護報酬の増額、事業所の継続的支援などを行うために、国庫負担を10%増やし、国の支出を1.3兆円増やすことを提案しています。介護保険の公費負担を引き上げることは、いま、介護の再生を求める広範な有識者や団体・個人の一致した要求となっています。

今必要なのは、介護の事業所が消滅の危機にある自治体に対し、国費で財政支援を行う仕組みを緊急に作り、民間任せでは事業が成り立たない事業所・施設の経営を公費で支えることです。そして給付の充実と、利用者負担の軽減です。しかし、政府は、要介護1、2の方の在宅サービスの保険外しや利用料の2割・3割負担の対象拡大、ケアプランの有料化など利用料の引き上げを狙っており、介護保険制度の導入の趣旨に逆行し、「保険あって介護なし」です。介護の基盤崩壊は、現役世代にとっても重大問題であり、働く現役世代が介護のために仕事を辞める「介護離職」が年間10万人にのぼっています。

そこで伺います。2024年度の介護報酬改定は、介護事業所の経営を悪化させ倒産・廃業に追い込んでいます。介護保険制度のさらなる改悪を進めようとする国に対し、反対すべきと考えますがいかがですか。同時に、介護事業所が安定的に経営できるように、介護従事者の賃金を全産業平均並みに引き上げることを求めるべきと考えますがいかがですか。

府内では中山間地の町村で介護事業所が存続の危機にありますが、その原因の一つが、訪問介護やデイサービスでは送迎に時間がかかり、移動時間と燃料費の負担が報酬に対して見合わないためです。山間地域の人口減少と高齢化割合増の中で、ヘルパー不足が特に深刻となっています。ヘルパーの賃金引き上げと、なり手を増やすなければ事業所の存続はかないません。

そこで伺います。中山間地域の介護事業所の経営難と撤退が相次いでいることから、ガソリンに対する補助制度や、ヘルパーの賃上げ支援に踏み出すべきと考えますがいかがですか。また、更にヘルパー免許取得のための自己負担軽減額軽減の支援も必要と考えますが、いかがですか。

【井原健康福祉部長：答弁】介護保険制度についてでございます。

介護を必要とする方の増加にともない、介護給付費や保険料、サービス利用料は年々加傾向にあり、給付と負担のバランスを取りながら安定的な制度としていくことが求められております。このため、京都府といたしましては、制度の見直しにあたっては高齢者の生活実態を踏まえた適切な対応を行うことや、持続可能な制度構築に向けて国の負担割合の増加を含め積極的かつ抜本的な見直しを行うことを、国に対し求めているところでございます。

また、介護従事者の給与水準の引き上げにつきましては、国において報酬改定や補助制度の創設が逐次実施されてきたところですが、介護事業所は国が定める公定価格により経営を行っていることから、国の責任において他業種との賃金格差の解消を図るよう、今後とも強く要望してまいりたいと考えております。

次に介護事業所への支援についてでございます。

介護事業所の経営は、長期化する物価高騰、人件費の上昇などの影響で厳しい状況にあり、特に中山間地域の事業所では利用者の減少や移動距離が長いことなどにより運営が厳しいとの声を聞いているところでございます。介護事業所は、国が定める公定価格で運営されることから、国の責任において適正な対策が講じられるべきと考えており、京都府といたしましては、関係団体や事業者の声を丁寧にお聞きするとともに、国の社会保障審議会などの議論を引き続き注視してまいりたいと考えております。

京都府では物価高騰への対応や経営支援の観点から、物価高等対策事業や処遇改善加算の取得促進のためのセミナーなどを行い、介護事業所の運営を支えているところでございます。

またヘルパー資格取得のための支援につきましては、国において費用の一部を支給する制度がございますので、制度の周知を図ってまいりたいと考えております。今後とも府民の皆様に必要な介護サービスの提供が継続できるよう介護事業所の支援に取り組んでまいります。

【田中議員・再質問】山間地域の方では利用者が減っているというふうにおっしゃいましたが、ほんとうにそうなんでしょうか。ヘルパーのなり手不足、事業所の経営難という中で、ヘルパーさんにも来てもらえないという状況が（施設）入所を早めていると言うこともお聞きします。また、和束町では生活介護の

要求が強い中で、特にヘルパーのなり手が無いと言うことなので、十分な介護が（提供）できないという状況があるので、利用が減っているとは一概には言えないのではないかと思います。

本府では、令和7年度訪問介護等サービス提供確保支援事業をされていますが、そもそもヘルパーのなり手がいないのは、仕事内容に比して低賃金だからと考えます。ヘルパーの賃金の引き上げなしにはヘルパー不足の解消はできず、事業所の経営を支えてこそヘルパーさんの賃上げができると考えます。そういう点において山間地域で事業所を支えるための支援に府が乗り出すことが求められています。再度お答えください。

また新たなヘルパーを確保するにはやはりヘルパー免許取得というのが課題でありまして、公的な制度もありますが、また府としても支援ができたらお願いしたいと要望いたします。

【井原健康福祉部長：再答弁】中山間地域への事業所への支援についてでございます。令和6年度の介護報酬改定においては、利用者が広域に点在し事業所の運営効率が上がりにくい中山間地域におけるサービス提供を継続する観点から、中山間地域に居住する利用者へサービス提供を行った場合の加算措置などがなされたところでございます。それでもなお事業所の運営環境が厳しいとの声を聞いており、国に対し、中山間地域のサービス提供の実情を踏まえたさらなる加算率の引き上げなどについて要望しているところでございます。

また京都府といいたしましても、中山間地域も含めた介護事業所におきまして、長期化する物価高騰への対応や介護従事者的人材確保・定着を進める観点から、物価高騰対策事業やきょうと福祉人材育成認証制度の推進、京都府介護福祉職場業務改善支援センターにおける相談対応により、介護事業所の実情に合わせたきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

【田中議員：指摘・要望】自治体では、訪問介護サービスがなくなれば地域での暮らしが成り立たなくなるという強い危機感から、様々な努力がされています。事業所もこうした使命感を持って日々奮闘されています。こうした努力に京都府が寄り添うことが何より求められます。そのことを改めて求めて質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

農業の渇水対策・高温障害対策の予算拡充を

【さこ議員】日本共産党のさこ祐仁です。通告に基づき知事、理事者に数点お伺いいたします。

島田けい子議員の代表質問の答弁を踏まえ、農業・農村支援についていくつか質問します。

まず、農業の渇水対策・高温障害に対する支援について伺います。

7月の猛暑で、水稻を始め野菜への水が枯渇したため、農家の皆さんには、水を田んぼや畑に供給するために大変苦労をされていました。与謝野町の農業者からは「川から水を取り込むためにポンプを買いに行つたが売り切れていた。水を田に入れられず、田んぼの水は枯渇したままで収穫できなくなってしまう」と悲鳴の声が寄せられました。

党福知山市議団は、7月25日から被害状況を調査し、市独自にポンプの貸し出しと購入のための支援を要望し事業が開始されました。しかし、農業用ため池が干上がり、イネが真っ白で葉っぱも茶色くなり、コメ粒が入っていないこと、万願寺とうがらしも茶色くなってきている状況をお聞きしました。

京都府は8月1日に「水稻渇水対策等支援事業」を開始し、農業用揚水ポンプの購入助成、配水車リースへの補助を決められましたが、ポンプが販売先の在庫に全くない状態で進められています。

9月補正予算では、1億4000万円の緊急的な渇水対策や、高温・渇水に強い農業の振興に向けた支援事業費が提案されました。内容はポンプ整備の支援や給水車に対する支援であり、生産量不足を解決するための待ったなしの対策であることから予算の拡充は歓迎されています。

そこで伺います。農業従事者の生産を継続させるために、来年度も気候変動による高温対策が必要になってくると思いますが、どのように対応されるのか、知事の所見をお聞かせください。

次に、加工用米の契約数量の不足に関して伺います。私は、この5月、加工用米の「京の輝き」で2024年の収穫減による損失補填が発生し、違約金を支払わなければならなくなつた、このことの実態について、京丹後市や舞鶴市の農家の方々に実情を聞きに行きました。国制度を活用し出荷契約を締結した加工用米は、JAとの契約した数量の納入が義務化されており、契約数量に至らなかつた場合、コシヒカリ等の主食用米で現物納入するか、不足分を1袋30kg、5000円の違約金を支払うことになつてゐるため、農業者は損出補填を余儀なくされています。

丹後大宮町の集落では、地域が凶作で1000袋500万円の身だしが発生し、「補助金はいらないから弁償をこらえてくれ」という農家も出る状況でした。一方、舞鶴市の集落営農法人与保呂ファームは、3年連続で大幅な加工用米の収量不足が続き、2年連続で数百万円単位で損失が出た実態があり、これではもう作つていけないということで、3年目は法人からJAや農政局に働きかけ、にのくに農協が昨年度は高温障害を災害級並だと認め、損失補填はありませんでした。

国は5月19日の参議院・決算委員会で「加工米で契約数量が確保できなかつたのは自然災害にくわえ、気候変動による高温障害にほかならず農家の責任ではない」との質問に対し、当時の江藤農水大臣は「自然災害等により減少した場合は、契約数量が確保出来なかつた場合、契約数量を変更して交付金を受け取れる」と答弁しています。

そこで伺います。6月定例会の農商工労働常任委員会で、光永議員が畑作物は経営所得安定対策等実施要項に収量低下が認められる合理的な理由として「気候変動」が明記されているが、加工用米には明記されていないことが原因で対応に差が生じているため見直しの必要があることや、少なくとも本年産や来年の作付けに影響が生じないよう遡及対応を求めるが、本府ではその後、どのように対応されたのかお答えください。また、本年の加工用米が収穫不足に陥った場合、どのように対応されるのか、お答えください。

【答弁：知事】気候変動による高温対策についてでございます。気候変動による高温・渇水の常態化は農作物の収量や品質の低下など、農業経営の安定を脅かすことから効果的な対策技術の確立普及と、生産基盤の強化を進めることが重要だと考えております。高温対策につきましては、令和5年の高温障害の発生状況を踏まえ、昨年度から高温に強い栽培技術や品種を確立するための実証を行い、有効な資材や機器の導入支援と合わせて迅速に現場に普及を図っているところでございます。具体的には、累次にわたる補正予算を活用し、米の等級を上げるための色彩選別機や乾燥機、施設園芸での乾機や冷房のための空調設備やミスト装置など、府内で約600件の導入を支援したところであり、今後さらに支援を拡充し対策を継続するための予算案を、今定例会に提案しているところでございます。

渴水対策につきましては、本年、府中北部での水稻の被害に対し、緊急的に隣接する別の水路などから農地に水を送るための用水ポンプの導入や、水源が確保できない農地への宮津湾浄化センター放流水などを活用した給水活動に支援したところでございます。

さらに今後の安定的な農業用水の確保に向け、地域内の農業用水の循環利用を図るための農業水利施設へのポンプの設置など、生産基盤の強化に必要な予算案をこの定例会に提案しているところでございます。今後とも農業経営の安定化に向け気候変動に強い生産体制の強化を着実に進めますとともに、販売力の強化やセーフティネットの活用促進など、個々の経営状況に応じたきめ細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

【答弁：小瀬農林水産部長】加工用米の収量不足への対応についてでございます。京都府におきましては、『京の米で京の酒を』のブランド戦略を推進するため、加工用米「京の輝き」を水田農業における重要な品目として位置づけ、生産量の確保に取り組んでいるところでございます。

具体的には、酒米生産者に対して主食用米と同程度の所得が確保されるよう国の水田農業の直接支払い交付金による戦略作物助成に加え、産地交付金の重点配分による支援を行っているところでございます。

水田活用の直接支払交付金制度につきましては、自然災害などによる減収で契約数量を満たせない場合、契約数量変更の上で国が合理的な理由があると認める場合には、交付金の交付を受けられるとされており、畑作物と同様、米につきましても気候変動による高温障害は合理的な理由とされ、交付金の対象とされております。

京都府といたしましては、本制度の周知に努めているところであります、減収が判明した時点で、関係者間での契約変更の協議状況を踏まえ、国との事前協議を行うことで交付対象となるよう支援を行ってきているところでございます。本年、中丹、丹後地域で発生いたしました、高温・渴水による酒米の被害状況につきましても、すでに国に報告し、事前協議を始めているところであります、今後、収量減少の要因を明らかにし、計画変更に向けた本格協議を行うなど被害を受けた生産者にしっかりと伴走支援をしてまいります。さらに、本制度の交付金算出の前提となります加工用米の基準対象につきまして、選別段階で大粒の米だけをふるい分けするため、出荷量が低下するという酒米の特性をふまえた基準とするよう酒米生産者から強い要望を受けており、国に対しまして改善を求めているところでございます。

今後とも「京の酒」の振興にむけ、国の制度を活用した所得確保や気候変動に適応した京都府独自の技術対策・普及により、酒米の安定供給による生産者や加工流通事業者と一体となって取り組んでまいります。

【さこ祐仁議員：再質問】補正予算も活用して具体的に渴水や高温の対策をされたところもありましたが、ポンプなどの在庫がない状況もあり、購入できなかったところも多くあります。そのよう地域など把握されていると思いますが、来年度も極めて異常な気候変動が続く可能性もあるとのことで、これに対応していくことが求められます。特に中山間地の農家の方々には個人の池がなく、井戸を掘ることで田んぼへの水の確保ができるようにする制度的なものが求められてくると思いますが、中山間地の水田の確保についてどうされるのかお示しください。

また、加工米では、国に対し状況を報告されたということですけれども、加工米で高温障害に合われた方が、確実に保障されるよう求めます。お答えください。

【再答弁：西脇知事】まず高温対策についての中長期的な対応でございますが、当然これからもそうした気候条件が続くことが想定されますことから、これまで導入しました例えは機器への支援ですとか、今回の用水の確保につきましては、中長期的な観点からも取り組んでまいりたいと思っております。また、中山間地域については、もともと生産条件が非常に不利でございますので、そうしたところでも持続的に農業が継続できるように、農業者の経営状況とか規模に応じた支援が重要だと考えておりまして、今までから共同の機械利用とか集落組織の強化ということに努めてまいりましたけれども、今後とも地域の実態に合わせた省力化、低コスト化による生産性の向上に向けて支援してまいりたいと思っておりますし、その観点にいたしまして高温と渴水対策につきましても、中山間地域に合わせた支援に努めてまいりたいと考えております。

【再答弁：小瀬農林水産部長】契約変更の関係でございますけれども、今年度は中丹、丹後地域を中心と水不足が顕著な水田では、すでに7月の段階から加工用米の大幅な収量減少が懸念された状況でございました。こうしたことから国と事前に協議を行いました、今年度の高温・渇水による被害状況を報告し共有いたしますとともに、契約数量の変更に向けた具体的な手続き、あるいは変更手続きに必要な資料など事務的な手続きについて協議しているところでございまして、今後、農家さんの要望にあった対応ができるよう精一杯努力してまいりたいというふうに考えてございます。

【さこ議員：指摘要望】加工用米では前年度も被害がでているということなので、対応するよう要望します。コメの増産にむけ、農業者への所得補償、価格保障こそ大事です。米価高騰について、これまで農水省は「コメは足りている。流通の目詰まりが問題だ」と主張してきました。しかし石破政権は、コメ不足が米価高騰の要因と認め、増産を掲げました。農家の方が安心して増産できるには備蓄の拡充と所得補償が欠かせません。「100年安心の農政」を京都府が一緒になって進めが必要です。要望しておきます。

丹後織物の工賃引き上げ、西陣織物の発展を

【さこ議員】まず、丹後織物の工賃引き上げについて伺います

京都地方最低賃金審議会は8月27日、府内の最低賃金を現行の1058円から64円引き上げて1122円とするよう京都労働局長に答申しました。このことは、京都の織物業界にも大きな影響を与えることになると思っています。もともと丹後地方は、日本の和装用白生地の60%を生産するわが国最大の絹織物产地です。ところが、京都丹後織物業に従事する家内労働者などの最低工賃額を2014年に改定したままで11年間も変更がありませんでした。

この8月に、京丹後市網野町で織物業をされている方を訪問して状況を伺いました。「以前は、街中を歩けばいろんなところから織機の機音がガチャン、ガチャンと途切れることなく聞こえてきていたけど、今はその機音を聞くことの方が珍しい」と話された。私が最初に丹後の織物業者や賃機さんなどを訪問して話を聞いていた18年前当時と全く違っている状況でした。

京丹後市の織機の台数は昨年（2024年）9月に丹後織物協同組合員機業実態調査の集計で稼働台数が1144台とのことでした。2016年に3555台からすると8年間で3分の1に減少しています。

実際にお話を聞きした男性は年齢75歳で、ご夫婦が織機3台で織られていました。以前は、朝8時から夜8時まで12時間働くのは当たり前だったが、最近は週6日間で1日10時間程度、休憩時間は1～2時間くらいとっているけど、製織遅れや所用で休んだりすると労働時間を延長して頑張っているとのことでした。

月に織機1台7万円くらいの賃金だそうです。京店直接の織屋は高いかもしませんが、交渉しない人、代行店言いなりの人、仕事量が少ない織屋は低い賃金だそうです。また、取引先を変えて最初の工賃が低いと、頑張ろうとする気が失せてしまうという話が、賃織仲間の会話で出てくるとのことです。

かつて、京都丹後絹織物業に従事する家内労働者などの最低工賃額が2014年10月に13年ぶりに引き上げられました。最も高い京都労働局は全5品目平均で32・7%の引き上げを決定されました。しかし、委託者・受託者・代行者など、複雑な販売・生産体系のある着物業界では最低工賃が守られない状況がありました。その当時、織物業界で最も高い最低工賃は1498円、1万越しだたり、織物織機を1回ガチャンとやる、これが一越ですが、時給に換算すると750円程度にしかならない。63円の値上げになったそれでは、この金額が払われていなくて、最低工賃が割れる状況で、実際のところ、地元の職人さんのところに入っている工賃は、時給が200円から300円台という状況でした。

厚生労働省は今年の3月、全国的にも家内労働の最低工賃を原則3年ごとに見直していたものを必要に応じて2年に早めるなど機動的に対応することを決めました。最低工賃は、家内労働者の委託者が家内労働者に支払うべき工賃の最低額で物品の一定単位ごとに明示。経済情勢や最低賃金が急激に変化していることを勘案し、工賃のみならず工程、規格なども見直すことを確認したと発表されていますが、その内容が織物関係者にきっちりと伝わることが大事だと思います。

先ほど述べたように2014年に丹後地区の絹織物業の最低工賃の改正が行われましたが、9年以上経過した2023年秋に、京都労働局により、丹後地区内の最低工賃対象の委託者、家内労働者に対し行われた「京都府丹後地区絹織物業家内労働実態調査」の結果や、最近の物価高騰、賃金の引上げなど社会経済情勢を判断して、2024年2月の京都地方労働審議会家内労働部会では、丹後地区の絹織物業最低工賃の改

正をしようと、審議が進められております。「この秋くらいに結論が出ればいいですけどね」と京都労働局の方も気にかけておられました。

そこでお聞きします。実際にこの秋に、最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体に対しても、最低工賃が遵守されるよう、本府としてどのように対応されるか、お答ください。

丹後地域でもこれまで、家内労働者の工賃が上がらない中でも年金収入のある年配の織手が織物の伝統や技術を守って若い織手へ教えながらそれぞれの町の織物を支えてこられました。しかし、現在の物価高騰によって工賃だけでは生活に必要な収入を確保できないことから、子どもに継がせることができないし、子どもも生活できない工賃・金額では継承できないという状況に陥っています。このような状況を改善し、今後子どもも含め若者が継承することのできる賃金形態に引き上げるための支援を国と府が産地とも連携し、支援すべき手立てを一緒に考え、具体化を図るべきと考えますが、いかがですか。

西陣産業の継承・発展について

【さこ議員】京都新聞が、9月3日に西陣織工業組合が3年ごとに行う西陣機業調査の第24次西陣機業調査報告書・調査対象2023年（令和5年）の内容を報道されました。「西陣産地の総出荷額が2023年に169億円と初めて170億円を割り込んだ」と、15年前（08年）の3割規模に縮小した状況との内容でした。

西陣機業のピーク時1975年当時の企業数1129社、織機台数3万2923台、従業者数2万2722人でしたが、2023年の企業数は233社（20.6%）、織機台数2504台（7.6%）、従業者数1692人（7.5%）と減少しています。西陣織工業組合の小平真滋郎理事長は「厳しい結果を真正面から受け止めたい、『オール西陣』で何をすべきか考える一助にしたい」と述べたとの報道でした。

現実に、西陣織そのものを織る後継者・若手が本当に少なくなっています。西陣でも他府県の若者が織物に興味を持ってやって来られますが、賃金が月に15万円代となると生活ができないとして長続きがないのが実態です。

西陣産業が縮小してきている中、機械設備や道具類、機料品などが不足しており、急いで改善・補充が必要になってきています。また、織手の育成、力織機のインフラの維持、機械のメンテナンス人材の育成の確保などが京丹後、西陣でも求められています。同時に現在も取り組みが始まっていますが、10年後、50年後を見据えて、海外を含む販路拡大を充実させるべきだと考えますが、いかがですか。

【答弁：上林商工労働観光部長】丹後織物の最低工賃の遵守についてでございます。丹後織物産地は、和装需要の大幅な縮小や後継者不足などが進み、大変厳しい状況に置かれております。こうした中、最低工賃の順守は将来にわたり、後継となる職人が育ち、産地を維持していく上で、不可欠であると考えております。最低工賃の改正は家内労働法に基づき、京都地方労働審議会の答申を踏まえて、京都労働局長が決定するものとなっております。改正がなされた場合につきましては、京都府といたしましても、権限を持つ京都労働局や西陣、丹後の産地組合と連携し、委託者、家内労働者だけでなく親事業者、関係団体にも制度内容を周知し、法令遵守の徹底を啓発してまいりたいと考えております。

次に、若者が継承できる賃金形態への引き上げについてでございます。若者が夢を持って、伝統技術を継承できる賃金にするためには、各事業者が賃上げの原資となる収益を継続的に確保できるよう、和装以外の新たな分野へのチャレンジも重要であると考えております。そこで、西陣織、京友禅、丹後織物の三産地の組合に加え、京都府も参画するシルクテキスタイルグローバル推進コンソーシアムにおきましては、国内外のインテリアやファッショングの分野への進出を目指し、新たな商品開発や市場開拓に取り組んでいるところです。

また、京都府といたしましても新商品開発に不可欠な試色につきまして、京都府織物機械金属振興センターの整形機を活用いただきとともに、インテリア分野への参入を進めるため、昨年同センターに摩耗試験機を導入するなどコンソーシアムでの取り組みを後押ししております。

こうした取り組みの結果、丹後織物と京友禅の事業者の共同による建材が開発され、京都市内のマンションに採用される事例などが生まれているところであります。事例を積み重ね、国内外から受注の拡大につなげることで、新たな収益の柱を作り出し、若者が夢を持って働く企業が増えるよう取り組むこととして

おります。

次に機料品など生産基盤の維持や人材育成、将来を見据えた販路開拓についてでございます。

設備の老朽化と修理のための部品不足など生産基盤の維持が課題となっていることから、京都府におきましては、設備の修理や更新、道具類の共同発注などに助成を行うとともに、機料品店の連携組織を設立し、機料品の共同仕入の共同化や機械金属業との共同による代替機料品の開発に取り組んでいるところです。不足する織手や織機のメンテナンス人材の育成につきましては、丹後・西陣産地において正職技術やメンテナンスなどの研修を京都府が実施するとともに、人材の確保に関し人材不足が深刻な丹後地域を対象に、織物業への就業に関心がある学生等を全国から募集して丹後でインターンシップを行う取り組みを今年度から実施しております。

販路拡大につきましては、受注の拡大により、将来の収益を確保するためにも重要であると考えております。東京で三産地合同の展示会を開催するとともに、パリやミラノでの国際見本市に出店し、丹後織物事業者の金属織維織物が海外有名ブランドの基幹店に採用された事例なども出ております。

府外からの発注は、金属織りなど特殊な技術を要するものが多く、対応できる事業者が限られることから、増加する新たな発注に対応できる事業者を増やしていくことが急務となっております。このため 若手織物事業者の技術取得の勉強会を開催し、産地全体で新たな事業に対応できるよう取り組みを始めているところです。

西陣や丹後の織物業が若者が活躍する産業であり続けられるよう全力で取り組んでまいります。

【さこ議員：指摘要望及び再質問】具体的に販路を広げていくことが、西陣織の具体的に進めてほしいと思っているところであります。また、働く人の賃金を引き上げていくために織物組合等の関係者と協力して進めいくための京都府としても努力するよう求めておきます。

実際、70歳代の織職人の方たちは、後継者がいなくて「自分らの代で終わりだ」と寂しそうに話されています。これは、コロナ禍後の帯地や着物の出荷額が停滞していることにも表れています。現地にこれまでの着物、帯という和装から洋装へという生活様式の変化に対応する動きが始まっているとして、京都府をはじめ新しい西陣の形をつくるとして服地やインテリアへの挑戦をされている織屋も生まれてきています。そこには西陣の強み、シルク・絹糸を使っていること、糸で絵柄を表現し、どういうものが売れるのか、きっちりと情報を集め、自らの作品・物を作る取組を進められているところもあります。京都府もそういうところへの支援を外国企業とも連携して進めておられます。西陣織は20数工程から成り立っており、それぞれの伝統の技を後世へ伝えていく必要があります。

そこで再質問を1点します。そのものの仕事を通じて伝えていけるように、職人として数人しかいません。京都府が職人育成を支援することが求められますが、いかがですか。

【再答弁：上林商工労働観光部長】関連工程も含めた西陣織産地の人材育成についてでございます。京都府をいたしましては、西陣織工業組合の委託や府の織物機械金属振興センターの主催により織手、担い手の人材育成を含め、織機調整や関連工程を含めた人材育成の研修を実施しているところでして今後も業界のニーズを聞きながら必要な人材育成に努め、継承されるよう取り組んでまいりたいと考えています。

«他会派の一般質問項目»

9月19日

中島武文議員（自民・宮津市及び与謝郡）

- サステナブルパークの形成と隣接する海洋センターの機能強化について
- 農業渴水・高温対策について
- 京都文化の強みを活かす取組について

田島祥充議員（自民・八幡市）

- 大阪・関西万博での京都府の取組について
- 地域に親しまれる府立高校について
- 安心・安全で快適な道路整備について

田中志歩議員（維国・京都市下京区）

- 「きょうと妊娠から子育て SNS 相談」及び「きょうと妊娠 SOS」について
- 子どもを乗せた自転車運転マナー向上とヘルメット着用促進について

山口勝議員（公明・京都市伏見区）

- 認知症対策について
- 就職氷河期世代の支援について
- ユースクリニックの支援について

9月22日

渡辺邦子議員（自民・京都市伏見区）

- 大阪・関西万博の京都ゾーンや EXPO KYOTO MEETING における取組の今後の活かし方について
- 京都ならではの宇宙をテーマにした取組について
- 大阪・関西万博を機に始まった淀川舟運を一過性ではなく未来へつなげていくための課題や今後の取組について

北岡千はる議員（維国・京都市左京区）

- 京都の強みを生かしたシリコン半導体集積回路デバイス産業の振興について
- 本府の農業を取り巻く課題と今後の取組について

池田正義議員（自民・舞鶴市）

- 府北部の医療体制について
- 京都舞鶴港の振興・整備について
- 気候変動に対応した農林水産研究の強化について
- まちづくりに必要な道路整備について

田中美貴子議員（府民・宇治市久世郡）

- シニア世代の働き方について～サクセスフルエイジング～
- 医療 DX の今後の目指すべき方向性について
- 生きづらさを抱える子ども達の居場所について
- 特別支援学校における性教育について

梶原英樹議員（京好・京都市山科区）

- 子どもの居場所確保と駄菓子屋の存続支援の

あり方について

- 地域公共交通のリデザインと公共車両優先システムの有効性について
- 減災に向けた人づくりと防災教育の理想像について

9月24日

藤山裕紀子議員（自民・宇治市及び久世郡）

- 高齢者の居場所づくりについて
- すべての人にやさしい交通環境の整備について
- 高校の授業料支援の拡充に伴う今後の府立高校の魅力化に向けた取組への影響について

林正樹議員（公明・京都市山科区）

- ワンヘルス・アプローチの推進による感染症対策の強化について
- 下水汚泥の肥料利用拡大について
- こどもホスピスへの支援について

津田裕也議員（自民党・京都市北区）

- IVS の評価と今後の展開について
- 京都府立植物園の観覧温室について
- 生成 AI チャットボットの導入について

西山龍夫議員（維国・八幡市）

- 外国人患者の医療費及び国民健康保険料の未払いについて
- 水害時における避難体制の境界を超えた連携について
- 盛土規制法施行を踏まえた取組について